

- 2 市は、積極的に他の市町村及び関係機関と連携を図り、共通する課題の解決に努めます。

#### 第9章 市民自治推進委員会

第28条 市に、市長の附属機関として、市民自治推進委員会（以下「委員会」といいます。）を設置します。

- 2 委員会は、参画及び協働の推進に関する事項について調査及び審議し、市長に意見を述べるとともに、市民に公表します。
- 3 委員会の構成、委員の選出その他委員会の運営については、別に定めます。

#### 第10章 条例の見直し

第29条 市長は、この条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに、この条例の基本理念を踏まえて、この条例の各条項が本市にふさわしく、社会情勢に適合したものかどうかを検討します。

- 2 市長は、前項の規定による検討の結果、この条例の見直しの必要があると認めるときは、速やかに必要な措置を講じます。
- 3 市長は、第1項の規定による検討及び前項に規定する措置を行うに当たっては、市民の意見を反映するための必要な措置を講じます。

#### 附 則

この条例は、平成20年10月1日から施行します。